

歯科医師の資質向上等に関する検討会各ワーキンググループ（第1回目）
における各構成員発言要旨

（【需】歯科医師の需給問題に関するWG、【女】女性歯科医師の活躍に関するWG、【専】歯科医療の専門性に関するWG）

（1）歯科医師の需給

【論点】

① 歯科医療を取り巻く状況を踏まえて、国民や患者が求める歯科医師像はどのようなものか。

1) 歯科医療の需要について

【需】在宅歯科医療や障害者に対する歯科診療を担当する歯科医師が少ない。国民が求めているのは一般的な歯科医師だけではない。

【需】今後の在宅歯科医療の需要は与えられた諸条件によって随分試算が変わる。

【需】歯科医師も高齢化が進んでいるが、社会が一番必要としている需要に対して若い人が押し上げていかないと歪みが生じる。

【需】高齢者は何年後かに減少するため、今後歯科医師になる方が将来みななければいけない患者数は急速に減少する可能性がある。供給の在り方との相互の関連性をみながら養成を考えていかなければならない。

【専】患者からの相談について、歯科は比較的多く、全体の約5%が歯科に関する内容。主なものは「どこに行けば安心・安全な歯科医療が受けられる歯科医師がいるか分からない」「行ってみないと分からない」こと。

【専】患者は、各歯科医師・歯科医療機関がどの程度の経験・専門性があるのかを知る術は無い。

2) 歯科医療の供給（提供）について

【需】どのくらい歯科診療所があれば地域包括ケアに対応できるのかという試算も必要。

【需】1人開業制がどう変わっていくと世の中のニーズに対応できるのかというシミュレーションが必要。

【需】歯科診療所はほとんどが無床診療所であり小規模であることから、少人数で経営、医療安全、医療倫理等の全て担わないといけないため色々な問題が生じている。

【需】外来に受診していた患者が急に寝たきりになっても、かかりつけ歯科医が診てあげられるような形が理想的。

【需】従来の歯科保健医療の枠組みを拡げるような、歯科衛生士が核になって、大きな成果をあげているような事例も出てきている。

【需】高齢者のニーズに対応する訓練を必ずしも受けていない歯科医師もいるが、ニーズが発生した以上は対応せざるを得ないため、こうした歯科医師を育成していくのか供給側の問題。

【専】歯科大学がある都道府県では専門的な診療科があり専門性の高い治療や研修が可能であるが、歯科大学がない都道府県では歯科医師への情報発信、研鑽の場の提供が重要。

3) 歯科医師のキャリアパスについて

【需】高齢者、障害者などは在宅で診療を望まれている人が多く、今までとは違った形の歯科診療が始まっているが、歯科医師も現状のままでは対応できない。

【需】臨床研修修了後の歯科医師像やその後のキャリアパスについて学生時代にイメージさせることが教育者として必要。

【需】歯科医師のほとんどが開業をしているが、高齢社会を迎えるにあたり、次世代を担う歯科医師が今と同じような姿で良いのか。

【需】歯科医師は、国民が期待する役割など青写真に沿って社会的使命を果たせるよう教育や研修制度を進めてもらいたい。

【専】大学所属の歯科医師のキャリアパスとして、臨床研修での充分とはいえない一般歯科診療に関する経験をしただけで、すぐに専門科に進んでしまうことは問題のひとつ。

② 歯科医師の養成課程において、コミュニケーション能力や一定の学力等の基本的資質を有さない学生や歯科医師国家試験を繰り返し受験し、歯科医師臨床研修やその後の歯科診療に支障を来たす者について、どのような対応が考えられるか。

【需】途中でドロップアウトする学生は早い時期に違う方向を考えさせることが必要。

【需】受験回数制限について、累積合格率等から一定の合理性があれば、質の供給を保つために回数制限を行うことに合理性が出てくる。

③ 歯科医師又は歯科大学在学時の知識や技術を活用し、他職種での活用等の対応が考えられるか。 ※特に発言なし

④ その他、他職種や他分野での需給に関する取り組み等を参考として、どのような対応が考えられるか。

【需】司法試験では数を増やしたことによって、OJTに近い指導が出来ずに、質が低下しているのではないかという意見が非常に強い。

(2) 女性歯科医師

【論点】

① 女性歯科医師の増加に伴い、歯科医師の働き方やキャリアパスについて、どのようなことが考えられるか。

【女】日本医師会では、女性支援センターなどの事業を実施しているが、需給バランスの問題で女性医師のあっせんなどが難しい現状などが浮き彫りとなっており、制度的な環境の整備等、社会の基盤を作る必要がある。

【女】第1子目を生んだ後、キャリアを伸ばすのに最適な時期であるが、子育てでリタイアしがち。ここでどのように継続就労していくか、支援するのが重要。

【女】歯科医師は医師に比べ開業医が多いが、患者は歯科医師を信頼して受診している為、歯科医師の休業中に代理の歯科医師を立てると、患者が減り経営が傾くという事が言われている。

【女】研究職としてのキャリアパスを考えると妊娠・出産の時期と研究者としてキャリアアップする時期が重なり、結果として研究者としての道をあきらめざるを得ない人もいる。こういったキャリアアップも含めたサポートが必要であると考えます。

【女】例えば、指導者においてはキャリアパスが続くような研究課題を考えることや、遺伝子や細胞を扱う仕事は雇用契約で支援して行う等の研究支援リサーチアシスタント制度の利用等が、必要なのではないかと。

【女】介護の負担は女性にかかることが多く、介護で辞めていく人も何人かはいらっしゃるということも考えていただきたい。

【女】近年は大学院でも女性が増えており、託児所付の歯科診療所も増えてきており、ニーズもあるようである。

【女】女性歯科医師の支援については調査も必要。大学としてサポートする必要がある。

② 結婚・出産等に伴う離職や復職を想定しつつ、女性歯科医師が活躍する場について、どのようなことが考えられるか。

【女】キャリアについて、臨床医や研究職が考えられるが、働き方、働く場所の提供、そして、需要と供給等を鑑み、女性の活用は家族に果たす役割も踏まえ、フレキシブルな勤務形態を認めるという社会の考え方が必要。

【女】社会のニーズや時間の使い方も踏まえると、在宅歯科診療は時間の使い方という面では女性歯科医師の活躍の場として有用だが、教育や啓発プログラムが必要。

【女】訪問歯科診療の場合、女性歯科医師の方が入りやすいのではないかと。そこをベースに他職種で連携しながら、今後は在宅の方にシフトしていくのではないかと。

【女】国立保健医療科学院では妊娠・育児期間のテレワーク（情報通信機器を活用した在宅勤務）を推進しているが、業務内容によってはテレワークに適さない場合もある。

(3) 歯科医療の専門性

【論点】

① 国民が求める歯科医療の多様化に対応しつつ、安全・安心な歯科医療を提供するために、歯科医療の専門性についてどのように考えるか。

1) 歯科医師の自己研鑽について

【専】すべての歯科医師が自己研鑽に励み、安全安心な歯科医療を提供できるようにするためには、全体のボトムアップを図るための総合診療医のようなものを設定することが重要。

【専】医師の従来の特任医制度では、技術認定に重点をおいていたが、新たな制度では医療安全対策等を必須項目としている。

【専】歯科医師として資格を保有しているのであれば、自己研鑽を行うのは当然のことであるため、歯科医療の安全性を確保のために、新たな特任制度を導入するという議論は乱暴。

【専】歯科医師は特任職として自律性を有するべき。

【専】国民が求めているのは、専門性の細分化ではなく、医師で作られたような総合診療医のような歯科医師である。

【専】「医療安全対策をとっている（医療法を遵守している）施設」や「自己研鑽を行っている歯科医師」「掲示されている特任医が信頼に値するものか」が、国民には判断しづらい。

2) 自己研鑽の手段について

【専】研修等は開業医が受けやすい制度であるべき。当該制度の導入が、今後、開業医のキャリアパス、動機付けにつながることも期待したい。

② 歯科医療の中で既に位置づけられている特任医についてどのように考えるか。

3) 各学会において認定されている特任医について

【専】各学会認定の特任医は、基本的に難症例の紹介などを歯科医師間で行うことを目的としており、国民を対象とはしていない。なお、歯科医師が特任医名等を見ても、分かりにくいものは、統合・見直しも必要。

【専】「学会の数・特任領域」と「国民に示すべき特任医・特任領域」とを混同しないようお願いしたい。国民が求める専門性と、歯科医師が求める専門性は分けて議論すべき。

【専】国民自身が情報を適切に理解・解釈する能力を向上させることも重要。

【専】HP等で虚偽の手術件数、(質が担保されていないような)特任医の広告も散見される。

4) 特任医の養成・認定・更新について

【需】医療が高度化されているにもかかわらず歯科診療所で勤務する開業医は専門医の比率が極端に低い。

【専】専門でない者が専門医と広告を行ったり、質の担保されない制度下で認定された専門医が技術・知識のもとで医療が提供されていることは、マスコミでも大きな議論を呼んだ。

【専】医師の専門医の在り方は見習う部分が多い。

5) 働きながら自己研鑽を積む研修方法について

【専】歯科医師会の会員の先生は研修の場を与えられているかもしれないが、非会員の方の研鑽の場についても担保が必要。

【専】歯科医師の自己研鑽については、情報源が少ない歯科診療所等で従事する歯科医師に対する情報提供の在り方も重要。

③ 専門性についての情報の在り方について

1) 歯科分野における「広告が可能な医師等の専門性に関する資格（※）」について

※口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医

【専】「広告できる専門医」を含め、広告ガイドラインについて法的拘束力を持たせるべき。

【専】専門医については、歯周病と小児はわかるが、放射線、麻酔などはどのような専門性なのかよく分からない。

2) 歯科分野における「広告することができる診療科名（※）」について

※歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科

【専】広告することができる（標榜）診療科と専門医を混同している者も多いのではないか。